

～ 転出の際の届け出～

このしおりは転出される方に対して、必要な届け出をお知らせするものです。

あてはまるものについてご確認の上、届け出が必要な場合は、担当課へお立ち寄りください。



新住所地での手続き

お受け取りになった書類をもう一度お確かめください。
新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、次のものを添えて転入される市町村で手続きをしてください。

- ① 転出証明書
- ② 届出人の印鑑
- ③ (お持ちの方は) 個人番号カード

実際に住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に、転入される市町村で手続きをしてください。

上記期間を過ぎると、個人番号カードは廃止となります。

転出届の提出後には、コンビニでの証明書の交付は利用できません。

※手続きには、暗証番号(パスワード)が必要です。

なお正当な理由がなく14日以内に転入届を行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがあります。



支所や地域事務所で手続きできるものにしてがつけてあります。

支所および事務所で手続きができます。

事務所で手続きができます。



関市役所

窓口の開いている時間：午前8:30～午後5:15

(土・日・祝日、12/29～1/3は休日です)

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話：(0575)22-3131 (代表)

ホームページ：https://www.city.seki.lg.jp/

<北庁舎 1階>

本人確認書類：運転免許証、個人番号カードなどの顔写真のある
官公署発行のものまたは健康保険証等

市民課 ☎23-7700

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	個人番号カードをお持ちの方	カードの継続利用手続き (新住所地の市役所での手続きになります)		個人番号カードを新住所地の市役所へお持ちください
<input type="checkbox"/>	印鑑登録されている方	印鑑登録証の返却 ㊦㊧ ※転出(予定)日をもって廃止されます	印鑑登録証	必要な方は新住所地の市役所で新たに手続きをしてください

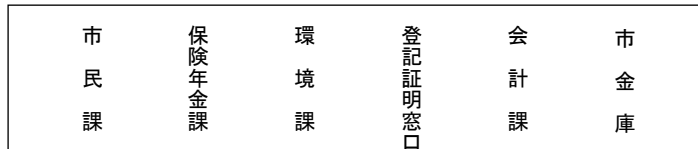
保険年金課 国保係☎23-6724、年金係・高齢者医療係☎23-6716

本人チェック	対象の方	担当	内容	必要なもの	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	国保係	保険証の返却、訂正 ㊦㊧ (世帯主が転出する場合には、転出者以外の保険証の訂正が必要です)	①国民健康保険証 ②個人番号が確認できるもの (個人番号カードなど)	新たに加入の手続きをしてください
<input type="checkbox"/>	老齢基礎年金を受けている方で世帯構成が変わる方	年金係	年金生活者支援給付金請求手続きの説明 ㊦		年金生活者支援給付金手続き ※要件あり
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方のうち、県外へ転出する方	高齢者医療係	負担区分等証明書の交付 保険料の説明 ㊦	①後期高齢者医療被保険者証 ②預金通帳	関市で交付された負担区分等証明書をお持ちください
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方のうち、県外の住所地特例対象施設(特養、有料老人ホーム等)へ転出する方		後期高齢者医療住所地特例に関する届出 ㊦	後期高齢者医療被保険者証	

環境課 ☎23-7702

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	関市墓地公園(陽光苑)の使用者の方	墓地公園使用許可証書換申請	①使用者の住民票(本籍地記載) ②墓地公園使用許可証
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	関市での手続きはありません 新住所地で、犬の所在地等の変更手続きをしてください	

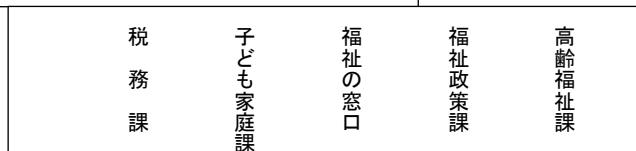
北庁舎 1 F



総合案内

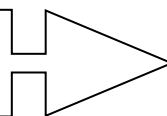
アトリウム

南庁舎 1 F



<南庁舎 1階>

裏面もご覧ください



税務課 ☎23-8874

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税種別割）の未納のある方	市税の納付及び相談 ㊦	印鑑
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車等をお持ちの方	廃車手続き ㊦	①ナンバープレート ※125ccを超えるオートバイ、軽自動車についてはお尋ねください ②本人確認書類
<input type="checkbox"/>	市内に土地・家屋をお持ちの方 （納税管理人を定めるよう希望される方）	固定資産税の納税管理人申告書の説明 ㊦	※申告書をお渡しします

子ども家庭課 ☎23-7733

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	児童手当受給者の方	児童手当消滅届 ㊦ ㊦ ※第3子算定のため、18歳までのお子さんが転出された場合（別居、入寮のためなど）も手続きが必要です		転出予定日の翌日から15日以内に転入先で新たに受給の手続きをしてください
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当受給者の方	児童扶養手当転出届 ㊦	印鑑 手当証書	転入先で新たに受給の手続きをしてください
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当受給者の方	特別児童扶養手当転出手続き ㊦		
<input type="checkbox"/>	関市重度心身障害児手当受給者の方	受給資格喪失手続き ㊦		
<input type="checkbox"/>	保育園児の保護者の方	保育園退園手続き ㊦		
<input type="checkbox"/>	幼稚園児等の保護者の方	幼稚園等の利用給付認定取消に関する手続き		

福祉政策課 ☎23-7735

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証をお持ちの方	各受給者証の返却 ㊦ ㊦	各福祉医療費受給者証	新住所地の窓口へお尋ねください
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	受給者証の返却	受給者証	

高齢福祉課 ☎23-7730

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	介護認定を受けている方	受給資格証明書の交付 ㊦	転出証明書	関市発行の受給資格証明書を提出し、手続きしてください
<input type="checkbox"/>	65歳以上の被保険者の方	介護保険料の説明 ㊦	介護保険証	
<input type="checkbox"/>	配食サービス事業を利用されている方	配食サービス中止の手続き ㊦		
<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを設置されている方	緊急通報システム利用辞退の手続き ㊦	緊急通報端末	

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入助成券をお持ちの方	未使用の紙おむつ購入助成券・ごみ袋引きかえ券の返却 ㊦	未使用の紙おむつ購入助成券 未使用のごみ袋引きかえ券
<input type="checkbox"/>	見守りシール交付事業を利用されている方	見守りシール交付事業利用辞退の手続き ㊦	
<input type="checkbox"/>	訪問理美容サービス費用助成事業を利用されている方	助成券の返却 ㊦	未使用の助成券

〈北庁舎 2階〉 水道お客様センター ☎23-6782

本人チェック	対象の場合		内容
<input type="checkbox"/>	上水道、下水道の使用を休止される場合		休止届
<input type="checkbox"/>	転出後も継続して使用される場合	使用者の名義を変更される場合	使用者変更届
		井戸水使用者、下水道のみ使用している方の人数に変更がある場合	人数変更届

※使用状況によって、お届けの内容が変わります

〈北庁舎 4階〉管財課 ☎23-8121

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	市営住宅入居世帯の方	同居人異動届 ㊦	印鑑

都市計画課 ☎23-7957

本人チェック	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	空き家を所有することになる方	空き家に関するお困りごと（売却・賃貸・解体希望など）がある方は「空き家相談総合窓口」までご相談ください	登記簿謄本など空き家となる物件の情報がわかるもの

〈北庁舎 5階〉教育総務課 ☎23-7722

本人チェック	対象の方	内容	
<input type="checkbox"/>	留守家庭児童教室入室児の保護者の方	留守家庭児童教室退室届 ㊦	

〈公立小・中学校〉

本人チェック	対象の方	窓口	関市での手続き	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	公立小・中学校へ通う児童生徒が世帯にいる方	公立小・中学校	各学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください	転入手続き後、教育委員会へ届出をしてください

市民健康課(保健センター) ☎24-0111

妊娠中の方へ: 関市で発行された妊産婦健康診査受診票(助成券)は他市では使用できません。

必ず、転入先で助成券の交換の手続きを行ってください。

関市の定期予防接種予診票をお持ちの方へ: 関市で発行された関市定期予防接種予診票は他市では使用できません。

必ず、転入先で予診票の交換の手続きを行ってください。

上之保地域の方へ: 有線放送の廃止・休止・契約変更等の手続きが必要な方は、下記へお問合せください。

シーシーエヌ株式会社 ☎0120-344-893(受付時間 9:00~18:00)